**請　願　書**

２０１７年９月２２日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会

東京「君が代」裁判原告団

共同代表　岩木　俊一　　星野直之

東京都教育委員会教育長　中井　敬三　殿

**＜請願の趣旨＞**

１．卒業式・入学式等で「日の丸・君が代」を強制する東京都教育委員会の１０・２３通達（２００３年）とそれに基づく校長の職務命令により、２０１７年４月までに懲戒処分を受けた教職員は延べ４８０名にのぼります。

２．一連の最高裁判決（２０１１年５月～７月）は、起立斉唱行為が、「思想及び良心の自由」の「間接的制約」であることを認め、処分取消訴訟の最高裁判決（２０１２年１月、２０１３年９月）では、「間接的制約」に加え、「戒告を超えてより重い減給以上の処分を選択することについては，本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要」「処分の選択が重きに失するものとして、社会観念上著しく妥当を欠き、…懲戒権者としての裁量権の範囲を超えるものとして違法」として減給処分・停職処分を取り消しました。最高裁が、都教委による累積加重処分に歯止めをかけたのです。

これらの最高裁判決には、都教委通達・職務命令を違憲として、戒告を含むすべての処分を取り消すべきとの反対意見（2012年1月宮川裁判官）を始め、都教委に対し「謙抑的な対応」を求めるなどの補足意見（2012年1月櫻井裁判官、2013年9月鬼丸裁判官）があり、教育行政による硬直的な処分に対して反省と改善を求めています。

一連の最高裁判決とその後の確定した東京地裁・東京高裁判決により、１０・２３通達関連裁判の処分取り消しの総数は合計６７件・５７名の減給・停職処分にのぼります。

３．ところが都教委は、裁判で敗訴したにもかかわらず、違法な処分を行ったことを原告らに謝罪しないばかりか、２０１３年１２月及び２０１５年３月～４月、最高裁判決・東京地裁判決で減給処分が取り消された都立高校教員計１６名に新たに戒告処分を科し再処分を行うという暴挙を行いました。

　　また、２０１２年４月より、被処分者に対する服務事故再発防止研修を質量共に強化して、「反省・転向」を強要しています。なお、再発防止研修については、福嶋常光さん（元福生高校教員）の再発防止研修未受講事件で、東京地裁で減給６月の懲戒処分が取り消され（2013年12月）、東京都が控訴せず、都教委の敗訴が確定していることを付言しておきます。

　　更に、最高裁判決に反して、４回目以上の不起立に対して都立学校教員２名に減給処分を出しています。

　　これらは最高裁判決の趣旨をねじ曲げないがしろにするもので断じて許すことはできません。

４．さて、今般２０１７年９月１５日、東京地方裁判所（民事１１部佐々木宗啓裁判長）は、東京「君が代」裁判第四次訴訟（平成26年（行ウ）第119号懲戒処分取消等請求事件）において、上記最高裁判決を踏襲し、「裁量権の逸脱・濫用」として７件・６名の減給・停職処分を取り消しました。

　　東京都教育委員会が、これまでの一連の１０・２３通達関連訴訟で司法に断罪され、東京地裁でも「違法」とされた減給・停職処分を行ったこと、その中で最高裁判決に反して４回目以上の不起立に対して行った減給処分が「違法」として取り消されたことは、教育行政として重大な責任が問われる行為です。今すぐ原告らに謝罪し、その責任の所在を都民に明らかにし、再発防止策を講じるべきです。

５．問題の解決のために、都教育庁の責任ある職員と被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を早期に設定することが必要です。

６．これまで私たちの請願・要請・申し入れなどについては教育委員会に報告・検討されず、教育庁総務部教育情報課長名で所管課の回答をまとめた文書が「回答」として送付されるだけでした。都民の請願権を踏みにじる対応を反省するとともに、１０・２３通達発出当時の教育委員がすべて退任した現在、あらためて同通達に係わる諸問題について教育委員会で真摯かつ慎重に議論し、これまでの教育行政及び１０・２３通達を抜本的に見直すことを強く求めます。

　以上の趣旨から、下記の請願をいたします。

**＜請願事項＞**

１．最高裁・東京高裁・東京地裁判決等で「裁量権の逸脱・濫用で違法」とされた減給・停職処分を行ったことを真摯に反省し、原告らに謝罪し、再発防止策を講じること。

２．最高裁・東京高裁・東京地裁判決等で「思想及び良心の自由」を「制約する」とされた職務命令への違反を理由としていかなる懲戒処分も行わないこと。

３．職務命令違反を理由に最高裁・東京高裁・東京地裁判決等で違法とされた減給・停職処分などの累積加重処分を行わないこと

４．１０・２３通達に基づく校長の職務命令への違反を理由とした過去の全ての懲戒処分を即時撤回すること。

５．１０・２３通達に基づく校長の職務命令を発出しないこと。

６．１０・２３通達を撤回すること。

７．１０・２３通達に係わって懲戒処分を受けた教職員を対象とした「服務事故再発防止研修」を行わないこと。

８．問題の解決のために都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高等学校教育指導課、教職員研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を早期に設定すること。

９．以上を検討するにあたり、本請願書を教育委員会で配付し、判決について慎重に検討し、議論し、回答すること。

**＜連絡先＞**「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団事務局長　近藤　徹

**＜回答期限＞**　２０１７年１０月１３日（金）。上記近藤まで文書及びＦＡＸで回答すること。